

令和元年度 あさぎり町議会第12回会議会議録（第31号）						
招集年月日	令和2年3月27日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年3月27日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年3月27日 午前10時52分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	3番 難波文美 4番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第30号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第83号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第13号)について
日程第 3 議案第84号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算(第1号)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第83号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第13号)について
日程第 3 議案第84号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算(第1号)について
-

午前10時 開会

●**議会事務局長（大林 弘幸君）** 起立願います。礼。着席ください。

◎**議長（徳永 正道君）** ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、令和元年度あさぎり町議会第12回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、3番難波文美議員。4番加賀山瑞津子議員を指名します。

日程第2 議案第83号

日程第2、議案第83号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第13号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（尾鷹 一範君）** おはようございます。議案第83号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第13号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第13号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,031万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（徳永 正道君）** 企画財政課長。

●**企画財政課長（片山 守君）** はい、それではあさぎり町一般会計補正予算13号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。今回の補正予算は、令和元年度のコロナウイルス対策事業分、3月議会後に早急に必要となった経費及び3月補正予算に計上すべきもので、計上漏れになっていたものを計上したものでございます。次に5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加でございます。これにつきましては、担当課で説明いたします。次に8ページをお願いいたします。企画財政課分につきましては歳入から説明いたします。1段目の目1地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として普通交付税で調整をしたものでございます。最下段の枠の最上段、目1総務費国庫補助金の節3地方創生推進交付金でございますが、

平成29年度で取り組んでいる栗のブランド化事業による雇用創出事業分でございます。2分の1の補助金が確定しましたので計上したものです。本年度は3.3ヘクタールに2,000本の植栽が行われたところでございます。11ページでございます。最上段の目4農業振興費に、先ほどの地方創生推進交付金が充当されておりますので、財源更正をするものでございます。企画財政課所管分の説明は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。続きまして総務課所管分を説明いたします。まず歳入でございます。9ページをお願いいたします。三つ目の枠、1段目の目7消防費県補助金では、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金の額の確定により減額するものでございます。減額となった理由でございますが、事業執行における入札の落札率が見込みより低かったことから、補助対象経費が減額となったものでございます。次に、最後の枠の目1不動産売払収入は、未利用地一筆、法定外公共物一筆の売払収入及び川辺川農業水利事業、資源施設用地一筆の売り払い面積確定による追加分を補正するものでございます。次ページ10ページをお願いいたします。次に歳出を説明申し上げます。一つ目の枠、目14基金費は、歳入で説明いたしました土地売払収入を全額公共施設整備基金に積み立てるため補正するものでございます。次ページ11ページをお願いいたします。二つ目の枠、目4防災管理費は、県補助金の減額による財源更正でございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。それでは町民課所管分の説明を申し上げます。8ページでございます。歳入からです。3枠目になります目1総務手数料、節3住民登録関係手数料、それからその下の節4印鑑証明手数料でございます。いずれも証明書交付件数が見込みより減少することが見込まれましたので、それぞれ減額をするものでございます。次のページ9ページをお願いいたします。2枠目の目2、民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務交付金の算定に關します政令等の改正により、委託金の算定基礎となります人件費基本額、物件費基本額の減額により、概算による精算交付額が示されましたので減額をお願いするものでございます。以上で歳入終わりまして次に歳出でございます。次の10ページをお願いいたします。2枠目の目1、戸籍住民基本台帳費につきましては、歳入で御説明申し上げました住民登録と印鑑登録関係手数料の減額分の財源更正でございます。次の枠の目5国民年金事務費につきましても、歳入で御説明申し上げました国民年金事務委託金の減額分を財源更正するものでございます。以上で町民課所管分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管分について説明を申し上げます。歳入8ページをお願いいたします。1番下の枠で目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金、説明欄で、地域子供子育て支援事業費補助金につきましては、補助メニューの中の放課後児童健全育成事業に関する補助金で、今般の新型コロナウイルス対応に伴い、学校の臨時休業による放課後児童クラブの特別開所対応に対しての費用に対しまして、国から100%の国庫補助金となっております。次の保育対策総合支援事業費補助金につきましても、保育環境改善事業といたしまして、同じく新型コロナウイルス対策用に、各保育所が購入されましたマスクや、消毒液、衛生消耗品等にかかわる費用に対しましても100%の補助となっております。次の節3、プレミアムつき商品券事業補助金につきましては、事業を実施するための事務費的な経費につきましても、全額国庫補助金となりますが、事務経費実績の確定に伴いまして、不用分を減額補正するものでございます。続きまして歳出10ページをお願いいたします。三つ目の枠で、目9プレミアムつき商品券事業費、節12役務費、事務費、歳入で説明いたしました事務費用としての金融機関、事務取扱手数料につきましては、商品券の販売を町内の各郵便局にお願いをして実施いたしましたけれ

ども、販売手数料につきまして、その実績により不用分の減額となっております。下の枠で目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金での放課後児童クラブ及び保育所への補助金につきましては、歳入で説明をいたしました各放課後児童クラブ、保育園、認定こども園への対策に要した費用申請に基づく補助金となっております。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい。はい、では次に建設課所管分につきまして説明いたします。5ページをお願いいたします。繰越明許費補正です。款10災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業でございますが、須恵地区の櫛木川の災害復旧工事でございます。年度内の竣工が見込めないために繰り越しをお願いするものでございます。8ページをお願いいたします。歳入です。上から2枠目の目1農林水産事業分担金の農地等災害復旧費分担金の減ですが、災害復旧費の農家分担金を事業費の農地の場合は25%、農業用施設であれば17.5%としておりましたが、激甚災害に指定され、国庫補助金額が大幅に交付することになりましたので農家負担金を減額するものです。1番下の枠の目6災害復旧費補助金の農地等災害復旧費補助金の増は、激甚災害の指定による増額となったものです。9ページをお願いいたします。1番目の枠の公共土木施設災害復旧費補助金の減でございますが、災害査定後の補助金の金額には、事務費を含めて積算しておりますが、県より事務費を除いた補助金の交付決定通知がありましたので今回減額するものです。12ページをお願いいたします。歳出です。1番目の枠の目1農地等災害復旧費は、激甚災害の指定に伴い国庫補助金が増額になったことによる農家負担金の減額と財源更正をしたものです。2番目の枠の目1公共土木施設災害復旧費は、国の補助金の減額に伴う財源更正をしたものです。以上で建設課の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 教育課長。

●教育課長(木下 尚宏君) はい。それでは教育課所管分について説明申し上げます。9ページをお願いいたします。歳入でございますが、3枠目、目8教育費県補助金、節1教育費補助金、学校給食費返還等事業費補助金でございます。今回の新型コロナウイルスの対応といたしまして小中学校を臨時休業しておりますけれども、学校給食におきましても停止をいたしております。その停止した給食費を保護者へ返還した場合に発生します費用について4分の3の補償となるものでございます。続きまして歳出でございます。11ページをお願いいたします。3枠目小学校費、4枠目の中学校費の目1学校管理費、節19負担金補助及び交付金でございますが、先ほど歳入で説明いたしました学校給食費の保護者への返還費用、口座振込手数料を計上しております。最下段の目1給食センター運営費、節12役務費でございます。郵送料でございますが、給食費収納につきまして次年度より収納代行サービスを利用することで業務量の削減を考えております。その前段といたしまして、保護者からの預金口座振替依頼書を提出していただくことが必要でございますので、依頼書を発送いたします、保護者へ発送いたします郵送料を計上させていただいております。教育課所管分についてつきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 以上で終わりですかね。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(12番 小見田 和行君) 12番小見田です。教育課にお尋ねいたしますけど、さっき学校の臨時休業に伴いまして給食センターが停止しております。この場合の直前納入とか、いろんな従業員の休み等があるわけですけど、従業員の方もかなりあさぎり町内に在住の方がおられる関係でですね、その方々に対してその補償というのは国からなされるものと思いますけど、どのような現況になっているかお知らせください。

◎議長(徳永 正道君) 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。給食センターの調理員さんたちの業務につきましては今回休業いたしておりますが、その間に給食センターの細部にわたっての清掃という部分での出勤をお願いしてまいりました。ですので、今回につきましては契約等の変更を行わずそのまま業務委託料を支払うこととしているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 食材の納入が不要になったと思うんですけどその辺のところでの業者に与える影響とか、野菜とか牛乳、そういうことでしたけど、そういうのはいかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、食材につきましては、学校給食のほうはほとんど納入についてはストップが間に合ったということで、その辺についてのこちらのほうの支払いというのは出ていないところでございます。その納入業者さんの減収に伴う分につきましては、先ほどありました商工観光それから農業のほうでの補償のほうでお願いしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） いろいろ全国的な事例見ますときに、大手の納入業者あたりがかなり財政その収入減に伴う経営破綻に陥ったというような、ある、いろんな報道なされておりますけど、今後将来また健全化した場合にですね、これがそのときにその納入業者がそういうふうには減少するのではなかろうかという不安もあるわけで、その辺についてはやっぱりその国としても万全な対策をとってあるのかどうかですね、そういう実例があるということは、自治体によってかなり差温度差があるというふうに言われてますんで、それについての把握はちゃんとなされていましてそういう要望ですかね。また今後再開して、ふだんどおりの納入ができるのかどうかですね。その業者あたりが縮小減少したりするようなことが想定されますので、それについての把握はちゃんとしてありますかね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。今現在納入業者のほうの決定を2月の給食運営協議会のほうでさせていただいておりますが、その後について、その時点での導入が厳しいというお声は今のところ上がってきておりません。ただ、今回の件が長引くことによって、そういった会社の状況等も変わってくるかと思っておりますので、その辺につきましてはこちらのほうとしても状況の把握に努めてまいりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 1番岩本です。今回のコロナウイルス対策に関してですけど、スクールバスのですね代行運転の事業者に対する人件費等の補助っていう面はどういうお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。スクールバスの運行に関しましては、生徒の運行に関しての運行便数によつての支払いとなっております。ただ今回臨時休業しました関係上、車の整備等につきましても、毎日、毎日ではないですけども整備等についてお願いをしたところでございます。その辺の整備に出させていただいた費用に関しましては、町のほうで単価が決まっておりますので、その辺のお支払いをきちっとしていくということで対応していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） こういう被害だったもんですから、人件費に対してもですねなんなりとやっぱ考えていかないと、事業者としてはですね人たちも雇ってるわけで、そういう人たちを遊ばせることになると。だけど人件費は払わなきゃっていうことになりますので、その辺をやっぱ考えていただきたいと思うんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。教育委員会のほうでそういった部分での対応と、それから先ほどありました町のほうでの対応、それと国の対応等でその辺は考えていただくようお願いしているところでございます。ただ教育課としましては今回当然4月以降につきましてもどうなるかわかりませんので、その辺については委託業者との協議をさせていただきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。その件に関しては、今スクールバスの業務を委託している会社だけではなくて、他のその他の会社につきましても休業やむなくなって、給料がもらえない。そこで働く従業員さんたちの所得が減ってしまうということがないように、国は雇用調整助成金という制度を設けて、ただし3分の2です。ですので、その3残りの3分の1、これはもうスクールバスの会社だけでなくあさぎり町の企業の中で、この雇用調整助成金を利用された方に対してですね、国が補てんする3分の2以外への3分の1のところを今後やっぱり検討していかなければならないだろうと思います。またスクールバスについては、それ以外のいろんな管理面も管理費用もありますので、そのところは今さっき課長がお話したようにですね、契約の中で、契約書を見ながら支払うべきところはちゃんと補償していきたいというふうに考えてます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番難波です。11ページの教育課主管のですね学校給食費の件なんですけれども、郵送料が出ておりました。これは振り込みの申請用紙を送るための郵送料と説明がございましたけれども、給食費っていうのが、各保護者はほとんど口座振替で払われてるものと思われませんが、まだその口座を利用されていない保護者のための用紙を送るということでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。今回のこの郵送料につきましては、次年度より収納代行サービスのほうを利用を考えております。収納代行利用サービスの場合には再度保護者からの振り込み依頼書が必要ということでお願いしているところでございます。この収納代行サービスといいますのが、今現在各金融機関にそれぞれの保護者が振り込んでいただいておりますけれども、その各金融機関に振り込まれた給食費を、給食センター職員がその金融機関を各金融機関を回って、振り込まれた給食費をJAのほうに各給食会計の通帳学校ごとの通帳がございまして、そちらのほうに現場の各金融機関を回って振り込みの作業をしているという状況がございまして、そういった作業を削減するために、収納代行サービスを考えてところでございます。その収納代行サービスにおいては再度口座振替依頼書が必要ということでございましたので、今回保護者の方々に再度口座振替依頼書のお願いをするものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。収納代行となりますと、各保護者が持つてる口座がですね銀行であったり信用金庫、JAさまざまあると思うんですけれども、郵便局とか、手数料っていうのがそれぞれ金額はちょっとずつ違うと思うんですが、その手数料についてはどのようにお考えなんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、この収納代行サービスにつきましては1件80円というふうに聞いております。それぞれの金融機関、この金融機関からの件数によりまして1件当たりの80円が考えられます。この件につきましては現在の給食費のほうからお願いすることには、今現在のところお願いすることとしております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） では給食費プラスの80円ということで間違いはないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、給食費のほうはそのままでございますけれども、現在給食費の給食費プラス80円ではなくてですね、現在年間の給食費の約児童生徒それから教員の方々の総額が約6,800万円ほどございますけれども、その中での一応対応を考えております。ただこの件につきましては、今後町長部局のほうにもちょっと相談をさせていただいて、補助ができるものであれば補助で対応をお願いしたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他に。他にございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第84号

日程第2、議案第84号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第84号令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第1号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,694万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,350万7,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、令和元年度中の令和2年度の補正予算ということで、通常では行われぬ補正でございますが、現在新型コロナウイルス感染症の関係で、町内事業者の売り上げの減少が著しいため、急いであさぎり町独自の対策が必要であると考え、今回補正をお願いするものでございます。一刻も早く周知し事業等に役立てていただくものでございます。今回の新型コロナウイルス感染症、以前にも2009年にリーマンショック等があった、経済界、いろんな商工業者、農業者、かなりの影響がありました。今回の感染症はそれを上回るものではないかと報道等でも行われています。これは手当が遅れますと、やはり事業をやめてしまう。農家さんでは農家を農業をやめてしまう。そういうことがありましたらあさぎり町の産業が停滞することにもつながっていきます。特に畜産業者の方にいろいろ意見を聞きますと、やはり子牛の値段が3月に入りまして11万円ほど値下がりをした。これが継続するようであればさらに下がっていく。これがきっかけでやはり高齢者の繁殖農家さんが廃業してしまうのではないかと。そういうことになると、それを仕入れて肥育する農家さんたちが子牛の手当がつかなくなってきた、ほんとにこの畜産業界のバランスが崩れてしまうというような話も伺っております。そういう意味で、利子補給とあわせて事業を継続していただくための手当として、まず今回の補正予算をお願いする次第です。また今後も状況を見まして、追加の支援策も必要ではないかと考えてますし、これが早期に回復しないときには、やはり今売り上げが減少してます飲食業、それから肉の生産者、牛肉の生産者、そういう方を支援するためのいろんな今度は商品券の販売とか、あるいは催事催し物の開催とか、そういうことによってやはり元気をなくされた業種の元気を取り戻していただくために町を挙げて支援策を講じていきたいと考えております。そのようなことで、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第1号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。次に5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございます。これにつきましては担当課で説明いたします。次に8ページをお願いいたします。歳入でございます。3段目の目1財政調整基金繰入金5,300万円でございます。今回の新型コロナウイルス対策としての単独事業分につきまして、特別な財源はございませんので、財政調整基金を充当したところでございます。なお、財政調整基金の令和元年度末の残高見込み額は、54億6,400万円となっております。企画財政課所管分の説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは、生活福祉課所管分について説明申し上げます。歳入8ページをお願いいたします。上の枠から、目1民生費国庫負担金、新型コロナウイルスに対する放課後児童クラブと保育園、認定こども園に対しての対応分につきましては、先ほど令和元年度13号補正予算で議決いただきましたが、障害者通所支援事業に関しての対策費用の放課後等デイサービス支援に関する本年3月分の利用分につきましては、令和2年度予算対応での国庫負担となりますので、今回の補正予算で歳入歳出の予算措置について計上するものでございます。節4、児童福祉総務費負担金、説明欄で、障害児給付費等負担金につきましては、3月利用分の国庫負担割合2分の1の負担金追加交付額となっております。次の目2の民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金。説明欄の障害者総合支援事業費補助金として、本来であれば県と町が四分の1ずつ負担すべき残り2分の1の額と、利用者の負担分が今回補助金として全額国から交付されるものでございます。次の歳出9ページをお願いいたします。目1児童福祉総務費、節19扶助費で、歳入で説明いたしました各支援事業所に交付する障害児通所支援費といたしまして、3月における各利用者の学校休業期間中の利用日数実績に基づきましての国庫負担金と国庫補助金の合計額を歳出で各事業者に交付するものとなっております。生活福祉課分につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。それでは、農林振興課所管分の補正予算の説明をいたします。歳出になります。9ページをお願いいたします。2枠目の目4農業振興費で節18、負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策農林業経営持続化補助金につきましては、農作物の販売に影響が生じている農家の方々へ支援するもので、前年3カ月間の農業収入と比較し15%の減収となる場合、減収額の3分の1を町で支援し、30万円を上限とするもので、現時点におきまして出荷販売を行われている農家の方々で30件程度の申請を見込んでおるものです。以上で農林振興課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは商工観光課所管の補正予算を説明いたします。歳出の9ページをお開きください。3枠目の目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金、まず新型コロナウイルス感染症関連商工業制度資金利子補給補助金、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けた町内事業者の利子に対し町が補助することで事業者の経営の安定を図るという目的で補助いたします。補助期間につきましては3年間、補助率につきましては、利子分100%を補助します。補助額の上限といたしましては20万円です。その次に、新型コロナウイルス感染症対策、商工業経営持続化補助金、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた町内事業者に対し町が補助することで、事業者の持続的な経営を支援するという目的があります。対象事業者につきましては、前年同2カ月

の事業収入と比較して15%以上の減収した方を対象といたします。補助期間につきましては1年、対象期間が令和2年1月より12月としております。補助率につきましては減少額の3分の1の額補助額の上限として30万円を予定しております。戻っていただきまして5ページになりますが、第2表債務負担行為補正です。新型コロナウイルス感染症関連商工業制度資金利子補給補助金、3年間を予定しておりますので、令和2年度より4年度までということで、令和3年度、令和4年度分の債務負担を補正させていただきたいと思っております。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（小見田 和行君） 12番小見田です。あさぎり町新型コロナウイルス感染症対策、商工業経営、持続化補助金について伺いたいと思っておりますけど、これは国が発動した危機関連保証の要件に準じているということで、同年の2カ月の事業収入と比較してとありますけど、この場合です例えば農業の場合もなんですけど、今年たまたま新規に部門をふやしたとか、消防用の場合も今年たまたま増資して拡張とかいう場合のですね比較というのが前年の同期と比較したときに、例えば農業の場合なんですけど新規参入してたまたま今年がそういう年に当たって、前年がほとんど収入がない状況でどのような比較をするのか。そういうとかその商工業の場合大体似たような類が関連があると思うんですけど、それに対して国の危機関連保証のに準じるということにおいてはどのように、その辺のところについての基準が決められているのか伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、それは先ほど申しましたように、JA、球磨畜協、それからホワイト酪農、球磨酪農それから商工会。そういうところでこの要綱をですねいろいろ協議する中で、今小見田議員が言われたような、1年前にまだ就業していないというような事例がありませんでしたので、その辺のところは要綱には加えておりません。そこは一応確認はとりました。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、商工業の場合におきましては、商工会を窓口にしてですね確定申告書、そして法人であれば決算書、こういったものを数値を比較したところの証明をいただくということで町は補助金を支出するということになるかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、新規就農者の場合ですね、その場合はやはり次世代人材投資事業というものがついてまいります。そういった方々につきましては、5年間の計画を提出いただいておりますので、そういった内容を確認しながら支援をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（小見田 和行君） 農業の場合の次世代人材投資事業に加入していない人もいるわけで、そういう人が例えば新規でなくてもですね、経営を、例えばあのそのま部門ちょっとこうふやすあるわけなんです。そういう事例が。そういう人たちの把握ができますかね。そうでないと、例えば具体的に言うと、同年2月3月前年の場合に、例えば花とメロンをやってメロンはしてなかったと。今年たまたまメロンをやって、どういう影響が出るかちょっとわかりませんが花のほうが影響が大きいのかもわかりませんが、そういう場面があるもんですから、そういうのが前年同期と比較した場合に、果たして公平で公正な比較ができるのかなと思いたしたので、それに対して国はどのような基準を持っているのかなということ把握してあればお知らせ願いたいと思ひまして質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 国のほうの考え方っていうのがこちらにはまだわかりませんが、我々が考えておりますのは、いろいろな部会がございます。ハウレンソウ、現在ハウレンソウとか花卉部会とかメロン部会とかありますが、そういったところである程度どれぐらい減少するっていうところを確認するほかはないのかなというふうには今のところ思っております。それで前年の全体的な売り上げから、今年度がその部会がどういうふうな売り上げになっているというところで、ある程度の率を算出していただきまして、それによってその新規の方々とか新たにされた方々の支援をできればというふうには思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（小見田 和行君） 例えばこれはこの頃の農業新聞に掲載してあった関連ですね、これはアールスメロンが25%ぐらい価格が通常より下がっていると。去年よりも。ということが載っております、そういうことも今後早く収束すればいいんですけどしなかった場合に、オリンピック等がですね延期した関係等もございまして、かなり影響が出た場合に、例えば15%減収がですよ結局何ていうんですか、前年度と比較した場合に、例えばもう部会全体にそういう被害が出た場合に対するこの辺の支援金ですかね、そういう事がですよ果たして実現できるかどうかですね。その辺についてはどういうふうにご考えですかね。やはりその辺は国のこの補償の関連補償に準ずるものであるものですから、その関連補償についてあるものについても十分熟知の上のことかと思っております、あげてあることがですね。まだ国から関連補償の内容についてはまだ把握していないというようなちょっとお答えみたいですが、それについては国としてもそういう今後商工業の農業関係の農産物に対する減収に対する補てんといえますか。支援というのはどういうふうになるのかなということでありましたので伺っているわけでございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） メロン関係につきましては今後どういうふうな状況になるかは現在のところ考えておりませんが、そういった方々がもし影響を受けると、先ほど30件程度と申し上げましたが、それにまた60件70件というふうな増加が見られる可能性はあります。そうした中で国のほうもですね和牛関係の肥育関係につきましては、先ほど町長から言われましたように、牛マルキン関係の個人負担を免除するというようなことも考えられておりますし、花卉関係につきましては、次期策の支援をするというように国のほうでは考えられているということになっております。そういった支援策が今から少しずつ出てくると思いますけれども、それに準じて町のほうもまずは15%分の減少分について支援をしていきたいというふうには思っているところです。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、小見田議員が聞かれる危機関連補償のところはですね、15%としたところを危機関連保証を参考にさせてもらったという意味でここに掲載させてもらってます。この15%の基礎となる考え方がここから持ってきたということで書いてございます。それからメロンとかですね、農協さんとの話し合いの中でも、今後メロンが非常にやっばり厳しくなるんじゃないかという話もありました。そういうのもまだ先が見えないところがいっぱいありますので、今現時点でできるところを今回お願いしております。また将来いろんなものが出てきて、また国の考え等が出てきて、その中で町としてすべきところがあれば、そこをまたお願いすることになりますが、とりあえずもう現時点というところですね、それから新規就農者とか、1年前の事例がないということに関してはですね、そういうところも農協あたりと協議しながら、何か基準となる額が設定してもらえないか、そういうものを基準にしてそれから15%というのを見るという方法もあると思いますので、少しそういうところは今後もいろんなものが出てきて対応をしていかなければいけないところで、そこでまた検討してまたお諮りしていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他に。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 1点だけお尋ねします。今回の補助金に関しては、当然規則や要綱等の整備が必要だということで今お話をされておりますが、やはり予算は可決しても実行するにはそれが整備をして告示されなければ実行できないわけでありましてけれども、それは時期はいつされるわけでありましてか。それともう1点はですね。やっぱり補助要綱であったり規則であったり、やっぱり皆さんがわかりやすくですね、解釈しなければならぬようなそういう条文というのは私はいかかなものかと思っておりますので、そのあたりをしっかりとわかりやすく明記していただくような形での規則、要綱というのが大事だと私は思いますが、その二つを。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、これは4月1日から申請を受け付けるようにしています。それと商工観光課、それから農林振興課、建設課にはですね相談窓口を開設します。そこで懇切に説明をさせていただきながら、皆さんたちが先ほど御指摘がありましたように、わかりにくいということがないように、そして迅速にまた補助金が支払いができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今の現在の規則要綱で対応できるんですか。できないとするならば新たに必要で整備をしてるんだというお話でしたけれども、それについてはしっかりと整備をされて、告示しなければこれは実行できないわけですから、いつの時点を考えておられるのかということですよ。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。今回の補助要綱につきましては、緊急対策ということで別枠で要綱をつくりまして、4月1日もしくは3月31日告示ということで動いていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町議会第12回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前10時52分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 月 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 難 波 文 美

署名議員 加賀山 瑞津子